

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作成日： 2023. 4. 1

事業所名： Daisy kids 堺

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	ホール・訓練室①（53.31㎡）、訓練室②（9.91㎡）、静養室（8.64㎡）、相談室（12.47㎡）、洗面所・トイレ2室（9.37㎡）（便器3個）、それぞれ別のお部屋を確保しています。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	管理者1名、児童発達支援管理責任者1名、保育士3名（常勤2名・非常勤1名）、児童指導員2名（常勤1名・非常勤1名）、その他従業者4名（非常勤）、運転手5名（常勤1名・非常勤4名、兼務を含む） あい・さかいサポートリーダーを配置していません。
	③送迎体制・添乗員の確保	基本的に運転手、添乗員の2名で行っている。 保育園やこども園等の送迎時間の調整・人員の確保が今後の課題となっている。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	視覚的情報が得られやすいよう白い壁、児童の手の届く範囲に物等を置かない工夫、各部屋の鍵を両面の床より170cm以上上に設置し安全面に考慮。
	⑤職員の健康診断の実施	年に1回実施しています。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	年に1回以上の保護者アンケートを実施し、保護者の方針や意見を聴取し、今後の支援内容を見直すための会議を職員間で行っています。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 （障害児通所支援事業者育成事業利用の有無）	月に1回職員間の虐待防止カンファレンスの実施、外部の研修（療育について、OT/PT/STの専門研修）等を毎月全職員受講しています。
	③虐待防止等のための責任者を設置	設置しています。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	現在、利用児童・保護者からの苦情はありませんが、意見はすぐに職員間での共有を行い改善するよう努めています。

3 適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による児童発達支援計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	利用開始前の見学・契約時に利用児童のアセスメントを行い、保護者の意向を聞き取り、アセスメントシートの作成後、全スタッフでの会議の後、個別支援計画書の作成をしています。定期的に家庭訪問・事業所内での相談・保育園への生活状況の把握のための訪問を実施し、モニタリングを行い、個別支援計画書を作成しています。計画の追加・修正・更新時は保護者に説明を行い、計画書を手渡ししています。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	各児童によりモニタリング期間は異なりますが、3-6カ月毎にモニタリングを実施しています。
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	職員と一対一 or 一対二の個別支援を、児童の課題に合わせてスモールステップできるように評価し実施しています。
	④ミーティング等の実施	日毎の利用児童に対する支援を朝のミーティングにて全スタッフにて共有しています。約3か月毎に個別支援計画内容に沿って成長発達の把握と現状の課題を話し合い支援しています。
	⑤支援内容の記録	毎日の活動記録・個別支援の実施内容を保護者に配信しています。事業所内での様子が分かるよう写真を貼付しています。支援記録きちんと利用毎に保管しています。
4 関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	関係機関との会議の場を作り、参加しています。児童発達支援を利用している児童のほとんどがセルフプランの現状ですが、必要性のある方には説明し、相談員をご紹介させていただき担当者会議を開くように努めています。
	②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携	利用児童が通所している園へは、必ず園の中での様子を見学させていただき、担任の先生や加配の担当の先生との連携を図っています。また、送迎時に日々の変化や様子を共有し、保護者へ伝達しています。
	③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携	堺市内では、重心連絡会（きずなの会）に参加し、地域や事業所の現状等を共有すると共に、今後の医療ケア児の受け入れ準備をしています。その他、研修の参加等により事業所間の繋がりを広げています。大阪市内の利用児童も受け入れしているため連絡会（すみすみ）にて月に1度対面・オンラインの併用にて約40以上の事業所との交流をしています。

	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	現状、医療ケア児はいませんが、受け入れの際は、保護者を通じて利用児童の主治医に医療指示書を作成していただき処置等を実施します。また、緊急時の対応がスムーズに行うことができるよう日頃からの担当医師・事業所との連携を図る。
	⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等）	就学相談の案内や同行、情報提供、サービス担当者会議の参加、引継ぎを行っています。
	⑥「あい・ふあいる」の活用	「あい・ふあいる」は現在活用していません。今後、就学等移行支援の際に使用できるよう保護者に案内できるよう活動します。
5 保護者への説明責任等	①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。）	見通しを持った活動ができるよう視覚的に時計・絵カードをホワイトボード等に掲示し、来所時に1日の流れを説明しています。集団療育・個別療育を通して、食事・トイレ・着替え・言葉・コミュニケーション等のSST、音楽・ダンス・運動プログラム等、社会性を身に付けることができるよう様々な活動を取り入れています。部屋を分けることで環境設定を行い運動する部屋・食事する部屋・午睡をする部屋等児童に分かりやすく表記しています。また活動を日々のルーティーン化することで児童が安心して過ごせる環境の提供をしています。ICT療育としてKitsを取り入れています。
	②運営規程、支援内容、利用者負担の説明	契約時に、重要事項説明書に記載している内容（運営規程・利用者負担額の説明やおやつ代について等）を詳しく説明しています。また、支援内容を日々の流れや時間に沿って実際に見ていただき説明しています。
	③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	日々の電子連絡帳での保護者のメッセージはその日の活動記録と共に返信しています。その他、利用日以外もメールや電話、メッセージ機能を使用し、相談に対して迅速に対応しています。
	④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	ブログ、Instagramを通して、保護者に支援内容を公開しています。
	⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	日々の活動記録に個別支援・集団活動の様子・おやつのお取りの有り無し・排泄状況等を配信しています。その日の様子が分かる写真の貼付もしています。その他、送迎時に必ず口頭にて申し送りをしています。

	⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	実費徴収額・おやつ代を利用月の翌月に精算し、集金袋と請求書をお渡ししています。お預かりした当日に、領収証をお渡ししています。
	⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	送迎車利用時に、チャイルドシート・チャイルドロックの使用に対し身体拘束の同意書を使用し、了承を得ています。その他、現在拘束の必要性がある児童はいませんが、安全性を考慮し必要性があると判断するまでに保護者への相談・職員間でのカンファレンスを通し、最低限の拘束を実施する予定です。
	⑧個人情報の適切な取扱い	個人情報利用同意書を使用し、必要最低限の範囲内で個人情報を取り扱いしています。書類は鍵のかかる書庫にて管理し、データはパスワード等を使用し、セキュリティ対策しています。
6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知	各マニュアルを整備し、各マニュアル設置場所は玄関・相談室・事務所内にあり、全職員把握しています。緊急時対応マニュアル・事故対応マニュアルについては、事業所入口にも掲示しています。
	②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施	月に1回の避難訓練カンファレンスの実施、実際の避難訓練計画をしています。
	③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有	事案発生時はすぐに全職員にて共有し、ひやりはっと報告書を作成しています。翌日～1週間以内に全職員にてカンファレンスを行い再発防止策を検討しています。
	④サービス提供中の事故を防ぐための取組等	全部屋カメラ（音声含む）にて常時監視・録画しており、玄関は飛び出し防止のためカードキーにて開閉します。床材はクッションフロアを使用し、室内の柱や角にはコーナーガードを全て取り付けています。部屋の扉やトイレのドア等全て児童の手が届かない床より170cmの位置に鍵を取り付けて児童が死角に入らないよう工夫しています。
	⑤感染症対策の実施	利用終了後すぐに、全部屋床・机・手すり・ドアノブ・電気のスイッチ・トイレ・洗面・車内を次亜塩素酸ナトリウムにて消毒しています。使用後のおもちゃや物品も全て次亜塩素酸ナトリウムにて毎日消毒しています。

7 その他	① 地域との交流	堺市・大阪市住吉区・大阪市住之江区の連絡会の参加、 情報交換や勉強会の参加をし、他の事業所や地域との繋がりが広がるよう定期的に交流しています。
----------	----------	--

『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』

作成日： 2023. 4. 1

事業所名： Daisy kids 堺

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	ホール・訓練室①（53.31㎡）、訓練室②（9.91㎡）、静養室（8.64㎡）、相談室（12.47㎡）、洗面所・トイレ2室（9.37㎡）（便器3個）、それぞれ別のお部屋を確保しています。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	管理者1名、児童発達支援管理責任者1名、保育士3名（常勤2名・非常勤1名）、児童指導員2名（常勤1名・非常勤1名）、その他従業者4名（非常勤）、運転手5名（常勤1名・非常勤4名、兼務を含む） あい・さかいサポートリーダーを配置していません。
	③送迎体制・添乗員の確保	基本的に運転手、添乗員の2名で行っている。 現在、利用児童はいませんが、送迎時間の調整・人員の確保が今後の課題となっている。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	視覚的情報が得られやすいよう白い壁、児童の手の届く範囲に物等を置かない工夫、各部屋の鍵を両面の床より170cm以上上に設置し安全面に考慮。
	⑤職員の健康診断の実施	年に1回実施しています。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	年に1回以上の保護者アンケートを実施し、保護者の方針や意見を聴取し、今後の支援内容を見直すための会議を職員間で行っています。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 （障害児通所支援事業者育成事業利用の有無）	月に1回職員間の虐待防止カンファレンスの実施、外部の研修（療育について、OT/PT/STの専門研修）等を毎月全職員受講しています。
	③虐待防止等のための責任者を設置	設置しています。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	現在、利用児童はいませんが、利用児童・保護者からの意見はすぐに職員間での共有を行い改善するよう努めます。

3 適切な支援の提供	①児童発達支援管理責任者による放課後等デイサービス計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	現在、利用児童はいませんが、利用開始前の見学・契約時に児童のアセスメントを行い、保護者の意向を聞き取り、アセスメントシートの作成後、全スタッフでの会議の後、個別支援計画書の作成を行います。定期的に家庭訪問・事業所内での相談・学校への生活状況の把握のための訪問を実施し、モニタリングを行い、個別支援計画書を作成します。計画の追加・修正・更新時は保護者に説明を行い、計画書を手渡しします。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	現在、利用児童はいませんが、各児童によりモニタリング期間は異なりますが、3－6カ月毎にモニタリングを実施します。
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	現在、利用児童はいませんが、職員と一対一 or 一対二の個別支援を、児童の課題に合わせてスモールステップできるように評価し実施します。
	④ミーティング等の実施	現在、利用児童はいませんが、日毎の利用児童に対する支援を朝のミーティングにて全スタッフにて共有します。約3か月毎に個別支援計画内容に沿って成長発達の把握と現状の課題を話し合い支援します。
	⑤支援内容の記録	現在、利用児童はいませんが、毎日の活動記録・個別支援の実施内容を記録し、保護者に配信します。事業所内での様子が分かるよう写真を貼付します。利用毎に事業所内にて保管します。
4 関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	現在、利用児童はいませんが、関連機関との会議の場を作り参加しています。児童発達支援を利用している児童のほとんどがセルフプランの現状ですが、必要性のある方には説明を行い、相談員をご紹介させていただき担当者会議を開くように努めています。
	②学校との連携	現在、利用児童はいませんが、児童が通所している機関へは、様子を見学させていただき、担任の先生等との連携を図ります。また、送迎時に日々の変化や様子を共有し、保護者へ伝達しています。
	③他の放課後等デイサービス事業所、障害福祉サービス事業所等との連携	堺市内では、重心連絡会（きずなの会）に参加し、地域や事業所の現状等を共有すると共に、今後の医療ケア児の受け入れ準備をしています。その他、研修の参加等により事業所間の繋がりを広げています。大阪市内の利用児童も受け入れしているため連絡会（すみすみ）にて月に1度対面・オンラインの併用にて約40以上の事業所との交流をしています。

④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	現状、医療ケア児はいませんが、受け入れの際は、保護者を通じて利用児童の主治医に医療指示書を作成していただき処置等を実施します。また、緊急時の対応がスムーズに行うことができるよう日頃からの担当医師・事業所との連携を図る。
⑤学校を卒業する際の就労移行支援（引継ぎ等）、就学前施設との連携（情報共有・引継ぎ等）	現在、利用児童はいませんが、就学相談の案内や同行、情報提供、サービス担当者会議の参加、引継ぎを行っていきます。
⑥「あい・ふあいる」の活用	「あい・ふあいる」は現在活用していません。今後、使用できるよう保護者に案内できるよう活動します。
①事業所で実施している支援（支援内容、プログラムなどを記載してください。）	現在、利用児童はいませんが、見通しを持った活動ができるよう視覚的に時計・絵カードをホワイトボード等に掲示し、来所時に1日の流れを説明しています。集団療育・個別療育を通して、食事・トイレ・着替え・言葉・コミュニケーション等のSST、音楽・ダンス・運動プログラム等、社会性を身に着けることができるよう様々な活動を取り入れています。部屋を分けることで環境設定を行い運動する部屋・食事する部屋等児童に分かりやすく表記しています。また活動を日々のルーティーン化することで児童が安心して過ごせる環境の提供をしています。ICT療育としてKitsを取り入れています。
②運営規程、支援内容、利用者負担の説明	契約時に、重要事項説明書に記載している内容（運営規程・利用者負担額の説明やおやつ代について等）を詳しく説明しています。また、支援内容を日々の流れや時間に沿って実際に見ていただき説明しています。
③保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	現在、利用児童はいませんが、日々の電子連絡帳での保護者のメッセージはその日の活動記録と共に返信しています。その他、利用日以外もメールや電話、メッセージ機能を使用し、相談に対して迅速に対応します。
④会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	現在、利用児童はいませんが、ブログ、Instagramを通して、保護者に支援内容を公開しています。

保護者への説明責任等	⑤日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	現在、利用児童はいませんが、日々の活動記録に個別支援・集団活動の様子・おやつ摂取の有無・排泄状況等を配信しています。その日の様子が分かる写真の貼付もします。その他、送迎時に必ず口頭にて申し送りをします。
	⑥おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	現在、利用児童はいませんが、実費徴収額・おやつ代を利用月の翌月に精算し、集金袋と請求書をお渡しします。お預かりした当日に、領収証をお渡しします。
	⑦身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	送迎車利用時に、チャイルドシート・チャイルドロックの使用に対し身体拘束の同意書を使用し、了承を得ています。その他、現在拘束の必要性がある児童はいませんが、安全性を考慮し必要性があると判断するまでに保護者への相談・職員間でのカンファレンスを通し、最低限の拘束を実施する予定です。
	⑧個人情報の適切な取扱い	個人情報利用同意書を使用し、必要最低限の範囲内で個人情報を取り扱っています。書類は鍵のかかる書庫にて管理し、データはパスワード等を使用し、セキュリティ対策しています。
6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等の整備と職員、保護者への周知	各マニュアルを整備し、各マニュアル設置場所は玄関・相談室・事務所内にあり、全職員把握しています。緊急時対応マニュアル・事故対応マニュアルについては、事業所入口にも掲示しています。
	②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施	現在、利用児童はいませんが、月に1回の避難訓練カンファレンスの実施、実際の避難訓練計画をしています。
	③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有	現在、利用児童はいませんが、事案発生時はすぐに全職員にて共有し、ひやりはっと報告書を作成します。翌日～1週間以内に全職員にてカンファレンスを行い再発防止策を検討します。
	④サービス提供中の事故を防ぐための取組等	全部屋カメラ（音声含む）にて常時監視・録画しており、玄関は飛び出し防止のためカードキーにて開閉します。床材はクッションフロアを使用し、室内の柱や角にはコーナーガードを全て取り付けています。部屋の扉やトイレのドア等全て児童の手が届かない床より170cmの位置に鍵を取り付けて児童が死角に入らないよう工夫しています。

	⑤感染症対策の実施	利用終了後すぐに、全部屋・トイレ・洗面・車内を次亜塩素酸ナトリウムにて消毒しています。使用後のおもちゃや物品も全て次亜塩素酸ナトリウムにて毎日消毒しています。
7 その他	①地域との交流	堺市・大阪市住吉区・大阪市住之江区の連絡会の参加、情報交換や勉強会の参加をし、他の事業所や地域との繋がりが広がるよう定期的に交流しています。